

議第17号議案

災害救助法の弾力的運用と拡充を求める意見書

災害救助法の弾力的運用と拡充を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月13日

提出者 ふじみ野市議会議員

山田敏夫

賛成者 ふじみ野市議会議員

小高時男

塚越洋一

伊藤美枝子

鈴木啓太郎

ふじみ野市議会

議長 小林憲人様

災害救助法の弾力的運用と拡充を求める意見書

令和元年10月12日、日本に上陸した台風第19号により関東地方や甲信地方、東北地方では記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。

気象庁の大雨特別警報が発令された地域では、埼玉県においても順次、災害救助法施行令第1条第1項第4号が適用されました。しかし、当初ふじみ野市においては気象庁の大雨特別警報が発令されなかったことにより、同法施行令第1条第1項第4号が適用されませんでした。その後、政府や関係省庁に働きかけを強めた結果、10月19日付で、同法施行令第1条第1項第4号が10月12日に遡って適用されました。

10月23日付内閣府告示により、一部損壊（準半壊）についても住宅応急修理制度の対象となりました。しかし、被災者が同制度の周知前に、同制度の対象となる住宅の応急修理を実施した場合、現状では同制度において遡及した現物給付を行うことができません。法律の定めのない資力要件についても課題があり、被災者の被害実態に即した改善が求められます。

よって、政府においては、下記のことを実施するように強く求めます。

記

- 一 災害救助法施行令第1条第1項第4号については、被災自治体の住民の被害実態に即した速やかな適用を図ること。
- 一 住宅応急修理制度の弾力的な運用と拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（防災）